

和光市立学校通学区域変更調査会 様

和光市教育委員会

和光市立学校通学区域の変更について（諮問）

当市教育行政の振興につきましては、平素より格段のご指導とご協力を賜り、誠に有り難く心よりお礼申し上げます。

さて、今後の市内小学校の児童数の推移を見込みましたところ、近い将来、白子小学校、新倉小学校、第三小学校、第五小学校においては、学級数が現有教室数を上回る事態が予想されます。一方で、第四小学校、北原小学校、本町小学校では、多くの余裕教室が見込まれ、広沢小学校においても若干の余裕教室が見込まれる状況となっております。したがって、学校規模の適正化を図るうえで、通学区域の見直しを行うことが必要となつてまいりました。

つきましては、市内小学校の通学区域を下記のとおり変更することについて諮問いたします。

記

《 諮 問 》

1 通学区域

- (1) 白子小学校区 「白子2丁目12番～23番」（東武東上線南側）は、第四小学校学区に変更する。
- (2) 新倉小学校区 「新倉2丁目10番～19番」（氷川八幡神社周辺）は、北原小学校学区に変更する。
- (3) 第三小学校区 「中央2丁目3番～7番」（笹目通り西側本田研究所付近まで）は、第四小学校学区に変更する。
- (4) 第三小学校区 「本町5番～7番 9番～11番 15番～17番 20番」（駅前通り西側）は、本町小学校学区に変更する。
- (5) 第五小学校区 「南1丁目25番～34番 南2丁目3番」（外環自動車道西側）は、広沢小学校学区に変更する。

2 変更の期日及び方法

- ・平成17年度新1年生より順次変更していく。平成16年度新1年生については、希望者には新通学区域を適用する。
- ・現在在籍している児童については、どちらの学校に通学するかを、保護者が選択できるものとする。
- ・すでに兄弟が在籍している1年生については、どちらの学校に通学するかを、保護者が選択できるものとする。

3 答申の期限

平成15年12月20日